

千葉県告示第978号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和5年11月30日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
ジョブサキッズ&U 18千葉教室 千葉市中央区登戸1 -13-22シティ ファイブビル3階	株式会社ロクマル 東京都千代田区神田駿河 台四丁目2番3号ブリザ イド御茶ノ水ビル4階 代表取締役 高倉 秀穂	令和5年 12月1日	1250102504	児童発達支 援、放課後等 デイサービス